

旭川医科大学教育研究推進センターオープン実験室利用要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年1月20日学長裁定)

旭川医科大学教育研究推進センターオープン実験室利用要項の一部を改正する要項

旭川医科大学教育研究推進センターオープン実験室利用要項（平成28年6月22日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1～第9（略） （原状回復等）</p> <p>第10 利用代表者は、オープン実験室の利用を終了若しくは中止したとき又は第8の定めるところにより利用の承認を取り消された場合は、速やかに原状に復したうえで、別紙様式5のオープン実験室利用終了・中止届をセンター長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に係る経費は、利用代表者が負担するものとする。</p> <p>第11（略） （経費）</p> <p>第12 利用代表者は、オープン実験室の利用に係る経費を負担するものとする。</p> <p>2 前項の負担金及び納付方法等は、別表のとおりとする。 （削除）</p> <p>3 前項の負担金は、適宜見直すことができるものとする。</p> <p>4 光熱水費、各設備等の劣化等による交換に係る経費は大学負担と</p> | <p>第1～第9（略） （原状回復等）</p> <p>第10 利用代表者は、オープン実験室の利用を終了若しくは中止したとき又は第8の定めるところにより利用の承認を取り消された場合は、速やかに原状に復したうえで、別紙様式5のオープン実験室利用終了・中止届をセンター長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に係る経費は、利用代表者が負担するものとする。</p> <p>第11（略） （経費）</p> <p>第12 利用代表者は、オープン実験室の利用に係る経費を負担するものとする。</p> <p>2 前項の負担金及び納付方法等は、別表のとおりとする。</p> <p>3 前項の負担金は大学管理の予算に振り替えを行うこととし、<u>別途センターにオープン実験室の維持管理等、運営に関する必要な予算措置を行うものとする。</u></p> <p>4 前項の負担金は、適宜見直すことができるものとする。</p> |

する。(新設)

5 利用代表者の要望による設備の設置・撤去費用は利用代表者の負担とする。(新設)

第13～第16 (略)

附 則

この要項は、令和3年1月20日から実施する。

別表 (第12第2項関係)

【負担金】

| 区分 | 負担料金 | 備考 |
|-------------|--------------------------|--|
| オープン実験室利用料金 | 年額 5,200円/m ² | オープン実験室の各設備の維持管理費及び耐用年数を超えた劣化等による機器の更新費用を基に算出。 (削除) |
| (削除) | (削除) | (削除) |

納付方法等

- ① 利用代表者が所属する講座等の経費振替により行う。
- ② 利用料金は年度ごと一括して前納するものとする。
- ③ 原則として既納の料金は返納しないものとする。

別紙様式1 (第4関係)

別紙様式2～6 (略)

第13～第16 (略)

別表 (第12第2項関係)

【負担金】

| 区分 | 負担料金 | 備考 |
|------------|--------------------------|--|
| オープン実験室維持費 | 年額 5,200円/m ² | オープン実験室の各設備の維持管理費及び耐用年数を超えた劣化等による機器の更新費用を基に算出。 <u>※備付設備 (エアコン (冷暖房), 換気装置, シンク (全層タイプ))</u> |
| 光熱水費等 | 大学負担 | 光熱水費, パーテーション取付け・取外し経費, 各設備の交換に係る工事費等の相当経費 |

納付方法等

- ① 利用代表者が所属する講座等の経費振替により行う。
- ② 利用料金は年度ごと一括して前納するものとする。
- ③ 原則として既納の料金は返納しないものとする。

別紙様式1 (第4関係)

別紙様式2～6 (略)

【改正理由】

オープン実験室の負担金について、別表に誤りがあったため、修正すると共に、経費負担を明確にするため要項の改正を行うものである。